

# 著作権分科会の審議状況について

---

文化審議会第42回総会  
平成19年2月2日(金)

## 法制問題小委員会における検討結果

### IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等について

#### (1) 基本的な考え方

- ・「放送の同時再送信」部分についてはIPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が平成18年末にも開始されることにかんがみ、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。その際、現在有線放送になされている有利な取扱いの内容について、有線放送の実情等の変化を踏まえ、適切なものに改める。
- ・IPマルチキャスト放送による「自主放送」部分については、
  - (ア) 論点が広範にわたること、権利を制限される実演家等の理解を得るために十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること
  - (イ) 放送新条約の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況及びIPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があることから、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得る。

#### (2) 具体的措置内容

- ① 有線放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し  
有線放送事業の大規模化等に伴い、実演家及びレコード製作者に新たに報酬請求権を付与することが適當。
- ② IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信場合の規定の見直し  
有線放送と同様、原則として、実演家及びレコード製作者に与えられている許諾権を報酬請求権に改めることが適當。
- ③ 非営利かつ無料で放送を同時再送信する場合の規定の見直し  
基本的に、有線放送と同様（著作者等の権利が制限される）に取り扱うべき。
- ④ 権利制限規定の在り方
- ⑤ 著作隣接権の付与及び一時的固定
- ⑥ 著作権契約の在り方  
従来型の小規模な有線放送事業者への配慮が必要。関係団体の円滑な合意形成に向け、文化庁も適切な支援を行う必要がある。

#### (3) 通信・放送の融合の進展等を踏まえた今後の検討の在り方

- ・IPマルチキャスト放送のうち、「自主放送」の部分の取扱いについては、事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ、関係省庁間で連携をとりながら、引き続き検討を行うことが必要。

## 罰則の強化について

### (1) 著作権侵害罪の罰則引き上げについて

#### ①著作権侵害罪の個人罰則の引き上げについて

特許法等における刑罰（懲役刑10年以下、罰金刑1,000万円以下）とのバランスを踏まえ、懲役刑及び罰金刑の引き上げを行うことが適当。

#### ②著作権侵害罪の法人罰則の引き上げについて

特許法等における刑罰（罰金刑3億円以下）とのバランスを踏まえ、罰金刑の引き上げを行うことが適当。

### (2) 秘密保持命令違反罪の法人罰則引き上げについて

産業財産権法における秘密保持命令違反罪の法人罰則（罰金刑3億円以下）とのバランスを踏まえ、罰金刑の引き上げを行うことが適当。

### (3) その他の著作権法違反の罰則について

著作権侵害罪とのバランスと各規定の趣旨を照らし合わせながら、罰則の引き上げの必要性について慎重に判断することが適当。

## 税関における水際取締に係る著作権法の在り方について

### 「輸出」規定の必要性について

国内における侵害行為を抑止し、水際において確実に侵害物品の取締りを行う観点から、「輸出」行為の目的や態様等について一定の限定をかけつつ、「輸出」に関する規定を整備することが適当。あわせて、「輸出」行為の予備行為として侵害に至る蓋然性が高い行為（輸出を目的とする所持）についても取締りの対象とすることが適当。

## 1 法制問題小委員会における検討結果

### 私的使用目的の複製の見直しについて

#### (1) 問題の所在

- ・複製・通信技術の発達は目覚しく、私的領域においても、大量かつ広範に高品質の複製物が作成される状況である。このようなデジタル化・ネットワーク化等の急速な技術革新に対応して、私的複製に関する適切な権利保護の在り方について検討することが必要。

#### (2) 検討課題

- ・「私的複製と契約の関係」、「私的複製と著作権保護技術との関係」という解釈上の課題と、「私的録音録画補償金関係」、「違法複製物の取扱い」という立法上の課題について検討。

#### (3) 検討結果

- ・私的複製の範囲については、私的録音・録画の在り方、ひいては私的録音録画補償金の在り方と密接に関係する課題であるため、一体的な議論が必要であり、現在検討中である私的録音・録画に関する私的録音録画小委員会における検討結果を踏まえて、必要に応じて、私的複製の在り方全般について検討を行うことが適当。

### 共有著作権に係る制度の整備について

#### (1) 問題の所在

- ・近年、複数企業による著作物（共同著作物）の作成が増加するなど社会の実態に変化が見られることから、実務の状況を踏まえつつ、検討することが必要。

#### (2) 検討課題

- ・「著作者人格権の侵害に対する損害賠償請求の扱い」、「共有者の1人〔1社〕が居場所不明等により合意等が得られない場合の方策」、「共有著作権の行使に係る持分割合による多数決原理の導入」、「共有著作権の譲渡について、他の共有者が不同意の場合に譲渡人を保護する方策」「共有者による共有著作物の〔使用〕」について検討。

#### (3) 検討結果

- ・民法の規定に基づく分割請求の活用を含め、現行法の枠組みや契約で対応することが適切であり、現時点において緊急に著作権法上の措置を行う必要性は生じていない。

## 契約における著作権法のオーバーライドの問題について

### (1) 検討の概況

- ・契約による著作権法のオーバーライドの問題について、
  - ①どのような場合にあっててもそれをオーバーライドする契約が無効であると言えるような権利制限規定（いわゆる強行規定）が存在するか。
  - ②契約の有効性に関し、権利制限規定以外の判断要素としてどのようなものが考えられるか。
  - ③契約の有効性に関する判断についての立法的対応が必要か。の観点から検討。

### (2) 検討結果

- ①著作権法の権利制限規定に定められた行為であるという理由のみをもって、それをオーバーライドするあらゆる契約が一切無効であるというような強行規定はない。
- ②契約の有効性は、権利制限規定の趣旨やビジネス上の合理性、ユーザーに与える不利益の程度、不正競争又は不当な競争制限を防止する観点等を総合的にみて個別に判断することが必要。
- ③契約の有効性の判断は一律の基準によるのではなく、個々の実態に即し柔軟に行うことが求められるため、直ちに法的対応を図る必要はない。

## いわゆる「間接侵害」について

### (1) 検討概況

- ・いわゆる「間接侵害」について、裁判例からのアプローチ、外国法からのアプローチ、民法・特許法等からのアプローチといった基礎的な研究を深め、検討。

### (2) 検討結果

- ・特許法第101条第1号・第3号に対応するような間接侵害を何らかの形で著作権法上も認めるという基本的方向性については特に異論はなかったが、それを超えるような間接侵害の考え方については、前述のような比較法研究を含めた徹底的な総合的研究を踏まえた上で、今後も更に検討を継続すべきものとされた。
- ・なお、もう一つの検討課題である損害賠償・不当利得等についても、今後検討することとされた。

## 2 国際小委員会における検討結果

### アジア地域等における海賊版対策施策の在り方について

#### (1) 問題の所在

- ・海賊版対策事業をより効果的に実施するために、まず、①政府間協議、②能力構築支援、③権利行使、といった事業分野ごとの分析を行い、次に、④海賊版問題を取り巻くその他の周辺の状況について分析。

#### (2) 検討結果

- ①政府間協議；相手国による十分な行動の変化に結びつけるために、要請と支援、二国間と多国間、トップレベルと実務レベルを戦略的に組み合わせることで政府間協議の実効性を高めることが必要。
- ②能力構築支援；対象国を戦略的に選別し、各国の状況に対応した能力構築の実施方法を適用することが重要。また、能力構築支援事業の考え方を、個人の能力向上から社会全体への波及を視野に入れたもの、すなわち「キャパシティー・ビルディング」から「キャパシティー・デベロプメント」への転換を図るべき。
- ③権利行使；取締当局担当官に対するセミナー等を通じ、我が国のコンテンツの海賊版を識別するための情報提供を行うなど、さらなる関係省庁と権利者団体等の効果的な連携の方策を検討することが必要。
- ④海賊版問題を取り巻くその他の周辺の状況；日本コンテンツへの需要があるにもかかわらず、正規版流通システムが確立していないことは、消費者が海賊版を購入する理由の一つと言われている。海賊版対策の観点からも、政府は各省庁が連携してコンテンツ産業の国際的展開に必要な支援をするべき。

### 国際的ルール作りへの参画の在り方について

#### (1) 放送条約の検討の経緯

- ・WIPOでは1998年からデジタル化ネットワーク化に対応するための放送機関の保護のあり方について検討。

#### (2) 本年の議論の進展

- ・2006年のWIPO一般総会では、2007年11月～12月に外交会議を開催することが、それまでの会合でベーシックプロポーザルについての合意が得られることを条件に合意。

#### (3) 放送条約への対応のあり方

- ・他の著作隣接権とのバランスを確保するためにも、放送条約の早期採択に向けて国際的な議論により一層積極的に対応していくことが必要。
- ・当面、放送条約の対象外となったウェブキャストの保護についても内外の動向を注視しつつ、引き続き適切な対応を検討していくことが必要。